第 2 部：ディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」に基づく、中長期的な視点からの主な論点

背景

国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）は、2008年10月16日、ディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」（以下DPという。）を公表しており、当委員会は2009年4月14日付けでコメントをIASBに提出している。IASBとFASBは、財務諸表の表示プロジェクトを3つのフェーズ[1]に分けて進めており、DPは、このうち財務諸表における情報の表示に関連する本質的な論点を扱うとした「フェーズＢ」に関するものである。

DPでは、財務諸表は財務報告の中心的な特性、すなわち財務情報を企業外の人々に伝達するための主要な手段であり、このため、企業が財務諸表において情報をいかに表示するかは、極めて重要であるとしている。IASB及びFASBは、財務諸表の表示についての現行の規定が多くの代替的な表示を容認しており、財務諸表の情報が高度に合算されて首尾一貫性に欠ける形で表示されている結果、財務諸表と企業の財務業績の関係を十分に理解するのが困難になっているという財務諸表利用者の懸念に対応するため、財務諸表の表示に関する会計基準の見直しを共同で進めている。公表されたDPでは、①財務諸表の表示に関する３つの目的（一体性の目的、分解の目的、流動性及び財務的弾力性の目的）が掲げられており、財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書が事業セクションと財務セクション等に区分して表示され、各計算書の行項目等が連携されること、②包括利益計算書は単一の計算書とされ、当該計算書において包括利益及び当期純利益が表示されること、③キャッシュ・フロー計算書は直接法で作成されなければならないこと、さらに、新たな注記として、キャッシュ・フロー計算書から包括利益計算書への調整表が求められることが提案されている。

以下では、今後、当委員会が、第１部に示された検討の結果を受け、引き続き財務諸表表示に関する会計基準を検討する上で、中長期的な視点から重要と考えられる主な論点（フェーズＢ関連）を示している。当委員会がIASBとの間で2007年8月に締結した「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みの合意）では、2011年6月末以後に適用となる新たな会計基準を開発する現在の IASB の主要なプロジェクトの差異に係る分野について、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、その検討の段階から緊密に作業を行うことを合意している。このようなコンバージェンスの目標を踏まえ、当委員会では、財務諸表の表示に関する会計基準の見直しに対する IASB 及び FASB の検討について、ディスカッション・ペーパーへのコメン

[1] フェーズＡは、完全な一組の財務諸表を構成する財務諸表及びそれを何年分表示すべきかについて扱う。IASBは、フェーズＡとして、2007年9月にIAS第1号「財務諸表の表示」を改訂した結果、SFAS第130号「包括利益の報告」と整合することとなった。また、フェーズＣは、中間財務情報の表示を扱う。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

トに止まらず、今後も公開草案その他の機会をとらえて意見発信を行っていく方針である。このため、当委員会では、本論点整理を公表するにあたって、第１部に示した論点と併せて、IASB 及び FASB の方向性についても第 2 部の論点として幅広く意見をいただくこととした。これらの論点について寄せられた意見は、今後の IASB への継続的な意見発信、及び第１部の論点の検討後に予定されている我が国の会計基準の検討の際に考慮させていただく予定である。

コメントを募集する論点

本論点整理では、IASB 及び FASB の DP に示されている質問を参考に、コメントを募集する論点を記載している。コメントを募集する論点は、DP に示されていた質問のうち、今後の検討において重要と考えられる事項に限定し、また、今回の論点整理に対するコメントとして有用となるように一部修正している。なお、各論点について、当委員会の財務諸表表示専門委員会が IASB に提出したコメントの要旨を併せて記載している[2]。

コメントでは、各論点について、同意する理由又は同意しない理由を付してコメントして頂きたい。すべての論点についてコメントする必要はなく、また、DP では他の論点も取り上げられていることから（別紙「IASB 及び FASB のディスカッション・ペーパーの論点と本論点整理の論点との対応関係」を参照）、追加の論点についてのコメントも推奨される。なお、各論点では、論点整理と DP のそれぞれの関連する項番号を参照している。

論点 A：財務諸表の表示の目的（一体性の目的・分解の目的・流動性及び財務的弾力性の目的）

財務諸表の表示の目的（論点整理第6項参照、DP2.5項から2.13項参照）により、企業の財務諸表で提供される情報の有用性が改善し、利用者が資本提供者の立場でより良い意思決定を行うのに役に立つことになるか。 一体性の目的に従うと、財政状態計算書、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書において、行項目が表示される順序を統一しなければならないとされる（論点整理第 7 項、DP2.15 項参照)。例えば、有形固定資産が財政状態計算書で営業カテゴリーに区分されると、キャッシュ・フロー計算書では、設備投資支出は営業キャッシュ・フローに区分されることになる（論点整理第 53 項、DP3.70 項参照)。

（財務諸表表示専門委員会のコメント要旨）

DP において基本的な目的の 1 つとされている一体性については、財務報告の目的の達成に役立つ範囲であれば異論はないが、各計算書は伝えようとする情報の内容（財政状態、業績、キ

[2]当委員会の意見発信の１つである IASB 及び FASB に対するコメントにおいて、該当する専門委員会で取りまとめた旨の記述がなされることも多い。これは、コメントを検討するにあたっての時間的制約等により、専門的見地からの検討によるとりまとめを重視したものであり、コメント内容については委員会に随時報告されている。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ャッシュ・フロー）にそれぞれ違いがあり、それに応じて異なる役割を担っている。重要なのは、各計算書によって財務報告の目的が最大限に達成されるかどうかであり、一体性そのものを目的化して過度に重視することは、かえって各計算書がそれぞれの機能を最大限に果たすことの妨げとなる可能性がある。

このように、一体性を徹底すればするほど財務報告の目的がより良く果たされるのかどうかは自明のことではない。財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況をそれぞれの財務諸表で表示することにより、財務報告の目的が最大限に達成されるかどうかという観点からの吟味が必要である。

財務諸表の一体性を強めることで財務報告の有用性を高めることができる部分があることは否定しないが、常に一体性を最優先することが適切とは限らないと考える。したがって、各計算書の一体性は、財務諸表作成の目的ではなく、単なる手段として位置づけるべきである。具体的には次の点を再考する必要がある。

(1) 各計算書が伝えようとする情報の内容（財政状態、業績、キャッシュ・フロー）が同じものでない以上、小計や行項目のレベルまで同じ構成とすることが必ず有用性を高めるとは限らないと考える。

(2) 一体性目的に基づくデザインにより、各計算書の内容が変わることになるが、変更後の内容のほうが本当に有用なのかどうか必ずしも明らかでない項目もある。特に、有形固定資産や株式（関連会社株式や提携先の株式など）を財政状態計算書において営業カテゴリーの資産に分類した場合には、その取得・売却はキャッシュ・フロー計算書でも営業カテゴリーに分類されることとなるが、この結果、事業の経常的な活動過程から生じるキャッシュ・フローと長期的で戦略的なキャッシュ・フローとが混在することになる。これは、企業の事業の成果に関して、発生ベースと現金ベースとの関係を明らかにするという利点を失わせるものであり、利用者にとっての有用性を改善するのかどうか疑問がある。

各計算書の小計を同じ構成とすることが必ずしも合理的ではない場合がある。例えば、キャッシュ・フロー計算書における営業活動の内容の変化に関連して、現行のキャッシュ・フロー計算書では可能な、設備投資等の支出（現行の投資キャッシュ・フロー）とその財源となる経常的収入（現行の営業キャッシュ・フロー）との比較を容易にするために、営業カテゴリーの中に資本的支出を控除する前の小計を設けることは有用となりうるものと考えられる。

論点Ｂ：事業と財務の区分

事業セクションと財務セクションに区分することで、今日用いられている財務諸表様式で提供される情報よりも意思決定に有用となる情報が提供されることになるのか（論点整理第８項参照、DP2.19 項参照）。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（財務諸表表示専門委員会のコメント要旨）

各計算書について事業活動と財務活動の区分を基本とする考え方については、財務諸表の基本的な構成をデザインする手がかりとしては評価できる。しかしながら、事業活動と財務活動に区分する具体的な目的が明確に説明されていない。

当委員会の見解では、DP の提案は、事業活動で創出された価値が請求権（これは負債（Financing）と資本（Equity）から構成される）に分配されるという企業評価モデルの基本的な考え方となじむものであり、また、企業の価値創造活動に直接関連する事業活動と、企業の事業活動のための資金調達活動としての財務活動との性質の相違を反映するものと考えられる。

論点C：マネジメント・アプローチ

提案されている表示モデルは、項目が企業又は報告セグメント内で用いられている方法を反映するため、セクション及びカテゴリーにおける資産及び負債並びに当該項目の関連する変動の分類に対して**マネジメント・アプローチ**に依存している（論点整理第 13 項及び 24 項参照、DP2.27 項、2.34 項及び 2.39 項から 2.41 項参照)。

(1) マネジメント・アプローチは、財務諸表の利用者に対して企業に関する最も有用な概観を提供することになるのか。
(2) 分類に対するマネジメント・アプローチから生じる財務諸表の比較可能性が減少する可能性は、当該アプローチの便益を上回ることになるのか。

（財務諸表表示専門委員会のコメント要旨）

セクション及びカテゴリーの区分を行う場合に経営者の見方を重視する方法（マネジメント・アプローチ）を採用することについては基本的には賛成である。これは経営者と利用者とのコミュニケーションの促進という観点からも有用と考えられる。ただし、特に財政状態計算書上の区分については、区分に本質的な困難があり、比較可能性の懸念が大きいとする意見もある。

論点D：各セクションにおける資産及び負債の純額表示

資産と負債の両方が**財政状態計算書**の事業セクション及び財務セクションで表示されなければならないことを提案している（論点整理第 13 項参照、DP2.27 項参照)。すなわち、資産及び負債は、各セクションで純額表示されることになる。表示におけるこの変更と包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における事業活動及び財務活動の区分とが一体となって、今日用いられている財務諸表様式で提供される情報よりも意思決定に有用となる情報が提供されることになるか。あるいは、現行の財政状態計算書のように、まずは構成要素別（資産・負債・資本）に区分し、次に各構成要素を事業と財務に区分する方がよいか。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（財務諸表表示専門委員会のコメント要旨）

セクション別の区分の仕方によっては、対応関係が不正確な比率が計算される結果となることも考えられ、また、安全性分析など収益性分析以外の利用に関してはむしろ不便になるという意見がある。

論点Ｅ：事業セクション及び営業カテゴリーと投資カテゴリーの定義

事業セクション及び事業セクション内の**営業カテゴリー**及び**投資カテゴリー**は適切に定義されているか（論点整理第 17 項から 22 項参照、DP2.31 項から 2.33 項及び 2.63 項から 2.67 項参照）。

（財務諸表表示専門委員会のコメント要旨）

当委員会は、事業セクション及び財務セクションの区分については、質問 2 に記載したとおり同意する。また、事業セクションを、価値創造活動への関連度合によって、さらに営業カテゴリー及び投資カテゴリーに区分するという取扱いについても、有用であると考える。

ただし、当委員会は、DP が提案するコア事業という概念に基づいて、事業セクションを営業カテゴリーと投資カテゴリーに区分するという考え方については、投資カテゴリーの範囲が恣意的に広がりすぎる可能性があることや、低収益事業を営業カテゴリーから除外して営業利益を操作する目的に乱用される懸念があることなどから、適当ではないと考えている。

コア事業の概念による区分の問題点を回避するため、投資カテゴリーに区分される資産・負債の範囲が限定的となるような定義が適当と考える。具体的には、次のようなアプローチが考えられるが、いずれにおいても、投資カテゴリーに含まれる項目は、一部の株式又は不動産等への投資が主になるものと想定される。

（１）営業カテゴリーを以下のように収益認識プロジェクトにおける「収益」の定義にならって定義し、事業セクションの中でそれ以外を投資カテゴリーとする。

「事業セクションにおける営業カテゴリーには、経営者が事業の経常的な活動過程における物品の製造又はサービスの提供に直接的又は間接的に関連すると考える資産及び負債が含まれる。」

（２）投資カテゴリーを「政策的投資」など限定的な形で定義し、事業セクションの中でそれ以外を営業カテゴリーと定義する。

論点Ｆ：財務セクション及び財務資産と財務負債カテゴリーの定義

財務セクション及び当該セクション内の**財務資産カテゴリー**及び**財務負債カテゴリー**は適切に定義されているか（論点整理第23項から26項参照、DP2.34項及び2.56項から2.62項参照）。財務セクションは、提案されているように、IFRS及び米国会計基準で定義される「金融資産」及び「金融負債」に限定されなければならないか。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（財務諸表表示専門委員会のコメント要旨）

資金管理資産（treasury asset）は純債務の一部として債務と共に評価され、債務を直ちに弁済するために用いられる可能性があることから、財務セクションに表示することに同意する。本来、マネジメント・アプローチとの整合性からいえば、金融商品以外であっても財務セクションに含めるべきものがあると考えられるが、実際上は、金融商品以外の資産・負債を財務活動の一部として管理することはかなり少ないものと考えられる。資金調達活動に関連することを前提として、金融資産及び金融負債のうちどの項目を財務カテゴリーに含めるかの判断に当たって経営者に柔軟性を与えることに同意する。

論点G：収益及び費用項目の分解

企業の将来キャッシュ・フローの予測に係る情報の有用性が高まる場合、企業は**機能別、性質別又は両方**により、収益、費用、利得及び損失を包括利益計算書の各セクション及びカテゴリー内でさらに**分解**しなければならないことを提案している（論点整理44項から46項参照、DP3.42項から3.48項参照）。この水準での分解を行うことで、資本提供者の立場での利用者にとって意思決定に有用な情報が提供されるか。

（財務諸表表示専門委員会のコメント要旨）

一般的に、機能別及び性質別分類により有用性が高まると考えられるが、提案されている包括利益計算書での分解表示は詳細すぎる。日本の利用者の意見では、性質的分類の情報に対する主なニーズは、付加価値分析や損益分岐点分析であり、そのような用途には、現行のIAS第1号第104項で要求されている減価償却費及び人件費総額など主要な費用項目の注記で十分と考えられる。 連結ベースで売上原価の性質別区分を行うためには、グループ内の取引について製造原価の費目別に取引高の相殺や未実現利益の消去等に関する調整を行う必要があるが、現在の一般的な企業の会計システムはそのようなデータの収集を意識して構築されておらず、会計システムの大幅な見直しや子会社における作業の増大も含めて、相当の負担の増加となる可能性がある。

論点H：キャッシュ・フロー計算書の直接法による作成

企業はキャッシュ・フロー計算書で、**キャッシュ・フローを表示するための直接法**を用いなければならないことが提案されており（論点整理第55項参照、DP3.75項参照）、直接法を採用した理由及び間接法の長所・短所が記載されている（論点整理第55項から57項、DP3.77項から3.79項） (1) 営業キャッシュ・フローを表示する直接法により、間接法よりも意思決定に有用な情報が提供されるか。あるいは、現行の間接法によっても十分に意思決定に有用な情報が提

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

供されているか。
(2) 営業キャッシュ・フローを表示するために直接法を用いることに関連してどれだけの**費用**を考慮しなければならないか（論点整理第 59 項から 61 項参照、DP3.81 項から 3.83 項参照）。

（財務諸表表示専門委員会のコメント要旨）

キャッシュ・フロー計算書の作成において間接法を廃止して直接法を強制する提案については、キャッシュ・フロー計算書の役割やコストとベネフィットの比較（開示の適時性も含む）の観点から、反対である。間接法によるキャッシュ・フロー計算書で提供される損益とキャッシュ・フローとの調整情報は、キャッシュ・フローと利益の関係を分析する目的において、多くの利用者が有用性を認めている。その観点から、間接法を廃止して直接法で作成したキャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書との間の調整表に置き換えるという DP の提案についても反対であり、現行のとおり間接法の選択を認めるべきであると考える。

間接法は、継続事業の利益、財政状態計算書の行項目及び営業キャッシュ・フロー合計の間の有用なリンクを提供しており、直接法よりも望ましいという利用者も多い。経営者も経営管理情報として間接法により作成したキャッシュ・フロー計算書を利用しており、その有用性が高いという意見もある。

また、直接法を採用した場合に、具体的にどのような項目の表示が意思決定有用性を高めると考えられているのが DP では明確ではない。直接法を強制することによるベネフィットが、経営者が懸念している直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成するコストを上回るという考えに立つのであれば、具体的なベネフィットの内容を明らかにする必要がある。

論点Ｉ：調整表

キャッシュ・フロー計算書の作成に間接法を採用することを認めない代わりに、キャッシュ・フローを包括利益に調整し、包括利益を 4 つの構成要素に分解する**調整表**を財務諸表の注記で表示しなければならないことが提案されている（論点整理第 58 項及び 69 項参照、DP3.80 項及び 4.19 項参照）。

提案されている**調整表**によって、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性について利用者の理解が深まるか。調整表を提供することに、コストとベネフィットを比較して、ベネフィットがコストを上回ると考えられるか。

（財務諸表表示専門委員会のコメント要旨）

当委員会は、キャッシュ・フロー計算書の作成について直接法の強制を支持しておらず、間接法の選択を認めるべきだと考えているため、間接法を採用する企業では調整表の作成は不要と考える。直接法によるキャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書との調整表で提供される、キャッシュ・フローと包括利益との関係に関する情報は、基本的には、間接法によるキャッシ

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ュ・フロー計算書で提供される情報によってニーズの相当部分が満たされるものと考えられる。

直接法を採用する企業においても、本DPで提案されている調整表の作成はコスト・ベネフィットの観点から過大な要求であり、キャッシュ・フローと利益との調整情報を要求するとしても、間接法に準じて主要な調整項目を注記すれば十分と考える。

また、本DPの提案では、調整表に記載される多くの数値の中で、利用者がどれを中心に利用することを想定しているのか明確でない。仮に調整表の作成を求めるとした場合には、利用者の具体的なニーズの分析に基づいて、表示すべき情報を絞り込むべきである。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

【参考】
ディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」の要約

以下では、DP の要約を示している。また、DP の付録では、製造業と銀行業の提案様式が示されているが、ここでは便宜上、製造業の提案様式のみを示している。DP の全文（本文及び付録）については、翻訳版を参照して頂きたい。なお、参考として、DP の項番号を括弧書きで付している。

第１章：序説及び範囲
プロジェクトの目的
1. 本プロジェクトの目的は、財務諸表における情報の構成及び表示に関する指針を与える会計基準を設定することにある。本プロジェクトの成果は、企業の経営者が財務諸表の利用者に対して財務情報を伝達する方法に直接影響を与える。IASB 及び FASB(両審議会）の目標は、企業の財務諸表において提供される情報の有用性を改善することにより、財務諸表の利用者の意思決定に資することにある。(1.6 項)

プロジェクトの範囲
影響を受ける企業
2. 両審議会は、本ディスカッション・ペーパーの内容が、①非営利事業体、②IASB により今後公表されるプライベート企業のための IFRS の範囲に含まれる企業、③米国会計基準における非公開企業、④IAS 第 26 号「退職給付制度による会計処理及び報告」又は米国財務会計基準（SFAS）第 35 号「給付建年金制度による会計処理及び報告」の範囲に含まれる給付制度を除く、すべての企業に適用されることを意図している。(1.18 項)

プロジェクトの範囲に関する論点
3. 両審議会は、プロジェクトのフェーズＢは、財務諸表の完全な一組に含まれる財務情報の表示、すなわち、資産、負債、所有者持分、収益、費用、利得、損失及びキャッシュ・フローをどのように行項目やカテゴリーに集約し、どのような小計や合計を表示すべきかに焦点を当てなければならないと結論付けた。(1.19 項及び 1.20 項)
4. セグメント情報については、提案されている表示モデルと整合させるため、従前と異なる情報又は追加的な情報が必要となる可能性がある。また、一株当たり利益、その他の財務比率は範囲外とされ、経営者による説明、経営者による議論及び分析（MD&A）、非財務情報、予測財務情報は、完全な一組の財務諸表を構成しないため、範囲外とされる。(1.21 項)

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

5. また、本プロジェクトでは、個別の資産、負債、又は取引について他の会計基準で定められている認識又は測定に関する規定は扱わないとされる。したがって、両審議会は、①どの項目を当期純利益の外のその他の包括利益において表示することを強制又は容認するか、②その他の包括利益を当期純利益に組み替えなければならないか、組み替えるとすればいつ、どのように行うか、について本プロジェクトでは検討しないこととした。(1.22 項)

第２章：財務諸表の表示の目的及び原則

財務諸表の表示の目的

6. 両審議会は、財務諸表の表示の３つの目的を提案している。これらの目的は、財務報告の目的と両審議会が財務諸表利用者及びアドバイザリー・グループのメンバーから受けたインプットに基づいている。(2.4項)

(1) 一体性の目的

企業は、自らの活動の一体性のある財務の全体像を描写するように、財務諸表において情報を表示しなければならない。(2.5項)

一体性のある財務の全体像とは、財務諸表間の項目の関係が明確であり、企業の財務諸表が可能な限り、相互に補完し合っているということを意味する。(2.6項)

(2) 分解の目的

企業は、将来キャッシュ・フローの金額、時期、及び不確実性を評価する際に有用となる方法で、財務諸表において情報を分解しなければならない。(2.7項)

将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の評価等を目的とする財務諸表分析においては、合理的に同質的な項目のグループに分解されている財務情報が必要となる。項目が経済的に異なるものであれば、財務諸表の利用者は将来キャッシュ・フローを予測するに当たって、異なる形で考慮することを望むかもしれない。(2.8項)

(3) 流動性及び財務的弾力性の目的

企業は、期日が到来した時点で財務コミットメントを履行し、事業機会に投資する企業の能力を利用者が評価するのに役立つ方法で、財務諸表において情報を表示しなければならない。(2.12項)

両審議会は、財務コミットメント（営業上及び資金調達上のコミットメントを含む）を充足するための資源を企業が有することという意味で流動性を議論した。これらの資源には、将来キャッシュ・インフローを生み出すために、企業が資金調達を行う能力及び既存の資産を利用する能力が含まれる。財務的弾力性は、単に、対外債務や既存の負債を返済するための十分な資源を有しているというだけではなく、より広い概念である。企業が投資についてリターンを稼得し、さらな

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

る成長のために資金を投下する能力や、予期しない資金需要及び機会に対応できるように、キャッシュ・フローの金額及び時期を変更するための有効な行動をとる能力が含まれる。(2.13項)

財務諸表の表示の原則及び関連する適用指針

一体性のある財務諸表の表示

7. 一体性のある財務諸表を表示するために、企業は、財政状態計算書、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書において、行項目、その説明及び情報が表示される順序を統一しなければならない。(2.15 項)

セクション及びカテゴリーへの情報の区分

（事業活動及び財務活動並びに廃止事業）

8. 企業は、価値を創造する（事業活動）方法に関する情報と、事業活動の資金を調達する（財務活動）方法に関する情報とを区分して表示しなければならない。さらに、企業は、営業活動に関する情報と投資活動に関する情報とを区分して表示することにより、事業活動に関する情報を区分しなければならない。また、企業は、事業活動の資金調達に関する情報を、資金調達の源泉により、区分して表示しなければならない。具体的には、非所有者を源泉とする資金調達（及び関連する変動）に関する情報は、所有者を源泉とする資金調達（及び関連する変動）に関する情報とは区分して表示されなければならない。(2.19 項)

9. 企業は、廃止事業に関する情報を、継続的な事業活動及び財務活動とは区分して表示しなければならない。(2.20 項)

（法人所得税）

10. 企業は、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書において、法人所得税に関する情報を、すべての他の情報と区分して表示しなければならない。包括利益計算書において、企業は、継続事業からの利益（事業活動及び財務活動からの損益の合計）に関連する法人所得税費用（税軽減額）に関する情報を区分して表示しなければならない。廃止事業及びその他の包括利益項目に関連する企業の法人所得税費用（税軽減額）は、包括利益計算書又は財務諸表の注記で表示されなければならない。法人所得税費用（税軽減額）が所有者の立場での所有者との取引に関連し、かつ、IFRS 又は米国会計基準が資本への直接借方又は貸方計上を要求している場合、当該法人所得税費用（税軽減額）は、所有者持分変動計算書において表示されなければならない。(2.21 項)

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（セクション及びカテゴリーの例示）

11.　以上の原則を適用する企業は、以下の表で例示されているセクション及びカテゴリーで財務諸表の情報を表示しなければならない（セクションが**太字**、カテゴリーは箇条書き）。順序が各計算書で同一である限り、異なる順序でセクション及びカテゴリーを表示することができる。(2.22 項)

財政状態計算書	包括利益計算書	キャッシュ・フロー計算書
事業 ● 営業資産及び負債 ● 投資資産及び負債	**事業** ● 営業収益及び費用 ● 投資収益及び費用	**事業** ● 営業キャッシュ・フロー ● 投資キャッシュ・フロー
財務 ● 財務資産 ● 財務負債	**財務** ● 財務資産からの収益 ● 財務負債からの費用	**財務** ● 財務資産キャッシュ・フロー ● 財務負債キャッシュ・フロー
法人所得税	継続事業（事業及び財務）に関する**法人所得税**	**法人所得税**
廃止事業	**廃止事業**（税引後）	**廃止事業**
	その他の包括利益（税引後）	
所有者持分		**所有者持分**

意味のある小計の表示

12.　企業は、財政状態計算書、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の各セクション及びセクション内の各カテゴリーについて、小計及び関連する表題を表示しなければならない。財政状態及び財政状態の変動の理解に有用なものであり、3 つの計算書において首尾一貫して表示される場合、追加的な小計及び表題を表示することができる。(2.23 項)

セクション及びカテゴリーにおける情報の分類

13.　企業は、資産又は負債が企業内で用いられている方法を最善に反映するように、事業セクション及び財務セクションにおいて資産及び負債を分類しなければならない（分類に関するマネジメント・アプローチという。)。報告セグメントを複数有する企業は、資産及び負債が各報告セグメントで用いられている方法に基づいて、事業セクション及び財務セクションにおいて資産及び負債を分類しなければならない。(2.27 項)

14.　企業は事業セクション及び財務セクションにおいて資産及び負債を分類するために

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

マネジメント・アプローチを用いるとしても、法人所得税セクション、廃止事業セクション及び所有者持分セクションで資産、負債及び所有者持分の項目を分類する場合、企業は現行の基準を参照しなければならない。(2.28 項)

15.　情報を一体性があるように表示するため、財政状態計算書における資産及び負債の分類が、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における当該資産及び負債の変動の分類を決定する。例えば、企業は、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の営業カテゴリーにおいて、営業資産及び負債に関連する収益、費用、利得、損失及びキャッシュ・フローを分類することになる。(2.29 項)

16.　企業は、所有者持分計算書において、所有者の立場での所有者との取引に帰属する変動を表示しなければならない。(2.30 項)

セクション及びカテゴリーの定義

（事業セクション）

17.　事業セクションには、経営者が継続的な事業活動の一部と考える資産及び負債並びに当該資産及び負債の変動を含めなければならない。事業活動は、製品の製造又はサービスの提供のような、価値を創造することを意図して行われる活動である。事業セクションには通常、顧客、供給者及び従業員との取引に関連する資産及び負債が含まれる。(2.31 項)

18.　事業セクション内の営業カテゴリーには、経営者が、企業が事業を行っている主要な目的と関連すると考えている資産及び負債を含めなければならない。企業は、主要な収益及び費用を発生させる活動において営業資産及び負債を使用する。(2.32 項)

19.　事業セクション内の投資カテゴリーには、経営者が、企業が事業を行っている主要な目的と関連しないと考えている事業資産及び事業負債を含めなければならない。企業は、利息、配当又は市場価格の上昇という形でリターンを生み出すために投資資産及び負債を使用するかもしれないが、主要な収益及び費用を発生させる活動においては使用しない。(2.33 項)

20.　企業が営業活動、投資活動又は財務活動に関連して資産又は負債を明確に識別できない場合、企業は資産又は負債が営業活動に関連すると推定しなければならない。(2.35 項)

21.　営業カテゴリー及び投資カテゴリーは、「中核になる」(core) 活動、又は「中核でない」(non-core) 活動という考え方に基づいている。両審議会の予備的見解では、経営者が企業の中心となる営業活動と考えるものに従って資産及び負債を分類することで、営業活動と投資活動の狭い定義や規範的な定義によるよりも、有用な情報が提供されるとしている。(2.64 項)

22.　両審議会は、多くの企業では投資資産や投資負債が少ししかなく、企業によってはそれらが全くないこともあると予想している。 (2.66 項)

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（財務セクション）

23.　財務セクションには、財務資産カテゴリー及び財務負債カテゴリーを含められなければならない。財務資産及び財務負債は、経営者が、企業の事業及びその他の活動の資金調達の一部と考えている金融資産及び金融負債（当該用語は IFRS 及び米国会計基準で定義されている。）である。金融資産又は金融負債が企業の財務活動の一部であるかどうかを判断するに当たり、経営者は当該項目が、事業活動の資金調達を行うために用いられる他の手段と代替可能であるかを検討しなければならない。例えば、企業は、現金、リース又は銀行借入を用いて設備を取得することができる。(2.34 項)

24.　財務セクションには通常、企業の資本調達活動（例えば、銀行借入又は社債）から生じる負債が含まれる。しかし、提案されている表示モデルでは、分類に関するマネジメント・アプローチが用いられているため、製造業の企業によって財務セクションで分類される項目は、金融サービス企業によって財務セクションで分類される項目とは異なるかもしれない。(2.34 項)

25.　両審議会は、当初、企業内の資金管理機能が管理している資産（資金管理資産）はリターンを生み出すために使用されるため、事業セクションに表示すべきと考えた。しかし、利用者は、企業の運転資本ニーズを超過する資金は、既存の債務を即座に返済するために取り崩されると考えており、当該超過資金は「純債務」の一部として企業の債務と共に評価されるとしている。したがって、両審議会は、資金管理資産は事業セクションではなく、財務セクション（ただし財務負債とは別のカテゴリー）に表示されるべきであると判断した。(2.60 項及び 2.61 項)

26.　両審議会は、分類手続に客観性を付加するため、金融資産又は金融負債のみを財務セクションに含めるべきであると判断した。したがって、財務セクションへの分類の際、まず金融資産又は金融負債の特徴を基礎とするが、どの金融資産及び金融負債が財務機能を果たしているかを経営者が判断できる柔軟性を与えている。これは、金融資産又は金融負債を財務セクションから除外してもよいが、財務セクションに非金融資産又は非金融負債を含めることはできないことを意味する。(2.62 項)

（所有者持分セクション）

27.　所有者持分セクションには、IFRS 及び米国会計基準で所有者持分の定義を満たす項目を含めなければならない。所有者持分に関連するすべてのキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書における所有者持分セクションで表示されなければならない。所有者との取引に基づく所有者持分のすべての変動は、所有者持分変動計算書において表示されなければならず、非所有者との取引に基づく所有者持分のすべての変動は、包括利益計算書において表示されなければならない。(2.36 項)

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（廃止事業セクション）

28.　廃止事業セクションには、IFRS 及び米国会計基準で定義されている廃止事業に関連するすべての資産及び負債を含めなければならない。廃止事業の資産及び負債のすべての変動は、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の廃止事業セクションで表示されなければならない。(2.37 項)

29.　財務諸表の利用者は、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するときには企業の営業活動の業績についての情報を用いると述べている。このような評価では、廃止事業の業績に関する情報（関連する稼得利益及びキャッシュ・フローなど）は、将来キャッシュ・フローへの影響が異なるので、継続事業の業績とは区別して取り扱う可能性が高い。(2.71 項)

（法人所得税セクション）

30.　財政状態計算書の法人所得税セクションには、IFRS 及び米国会計基準に従って認識された法人所得税資産及び負債（当期及び繰延分）を含めなければならない。企業は、キャッシュ・フロー計算書の法人所得税セクションで、当該資産及び負債に関連するキャッシュ・フローを表示しなければならない。(2.38 項)

第３章：目的及び原則が各財務諸表に及ぼす影響

財政状態計算書

資産及び負債の流動性及び財務的弾力性に関する情報の表示

31.　企業は、流動性に基づく表示によって、より意思決定の関連性のある情報が提供される場合を除いて、財政状態計算書の資産及び負債（廃止事業に関連するものを除く。）を、営業、投資、財務資産及び財務負債の各カテゴリーの短期及び長期の小カテゴリーに分類しなければならない。流動性に基づく表示において、企業は、流動性の高い順又は低い順に資産及び負債を表示しなければならず、かつ短期契約資産及び負債の満期に関する情報を財務諸表の注記で開示しなければならない。すべての企業は、財務諸表の注記で長期契約資産及び負債の満期に関する情報を表示しなければならない。(3.2 項)

32.　両審議会は、1 年基準の方が営業循環基準より単純で理解が容易であることから、分類財政状態計算書は 1 年基準とすべきであると結論付けた。(3.8 項)

財政状態計算書での現金[3]の表示

33.　現金同等物は、他の短期投資と同様に表示され、分類されなければならない。企業は、いかなる有価証券をも、現金の一部として財政状態計算書で表示してはならない。(3.14 項)

[3] 現金とは、手許現金及び要求払預金をいう。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

異なる測定基礎を有する類似する資産及び負債の分解

34.　企業は、異なる基礎で測定される、類似する資産及び類似する負債を分解し、財政状態計算書において、別個の行項目で表示しなければならない。例えば、企業は、償却原価で測定される債券への投資と、公正価値で測定される債券への投資を合計し、合計額を単一の行項目で表示してはならない。この予備的見解は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」及び SFAS 第 159 号「財務資産及び財務負債の公正価値オプション」の関連する規定と整合しているとされる。(3.19 項から 3.21 項)

資産合計及び負債合計

35.　企業は、財政状態計算書又は財務諸表の注記のいずれかで、資産合計及び負債合計を開示しなければならない。短期及び長期の小カテゴリーで資産及び負債を開示している企業は、財政状態計算書又は財務諸表の注記のいずれかで、短期資産、短期負債、長期資産、長期負債の各小計も開示しなければならない。(3.22 項)

包括利益計算書

単一の包括利益計算書

36.　企業は、単一の包括利益計算書において、包括利益及びその構成要素を表示しなければならない。この場合、包括利益計算書は、当期純利益の小計及び当期包括利益の総額を表示しなければならない。その他の包括利益の項目は、すべての他のセクション（例えば、事業又は財務）と同等に目立たせて表示される別個のセクションで表示されなければならない。(3.24 項)

37.　IAS 第 1 号「財務諸表の表示」は、包括利益を単一の包括利益計算書、又は当期純利益を表示する計算書（損益計算書）と当期純利益から始まりその他の包括利益を表示する包括利益計算書の 2 つの計算書のいずれかの方法により表示することを要求している。一方、SFAS 第 130 号「包括利益の報告」は、同様の表示様式の他に、その他の包括利益を所有者持分変動計算書で表示することも認めている。(3.27 項)

38.　両審議会は、IFRSs 及び米国会計基準において認められている代替的な包括利益の表示様式については削減し、すべての包括利益の構成要素を単一の計算書において表示することを要求することとした。(3.28 項)

包括利益の構成要素としての当期純利益

39.　両審議会は、包括利益計算書において、一般に当期純利益と表わされるような、包括利益の構成要素の小計を引き続き表示することを提案している。当期純利益は、事業、財務、廃止事業の各セクションと、関連する法人所得税の金額の合計となる。(3.34 項)

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

40.　両審議会は、市場関係者の多くが当期純利益を有用な業績の測定値と考えており、当期純利益が経済、ビジネス、投資家の心に深く浸透していることを承知している。財務諸表の利用者は、業種に関係なく、分析の開始地点として、又は、企業の業績を示す主要な指標として、当期純利益を分析に利用している。両審議会は、包括利益計算書の提案されている様式は、当期純利益という指標を残しつつ、財務諸表の利用者に包括利益という概念に馴染んでもらうことを可能にすると考えたとされている。(3.35 項)

41.　企業は、その表示が企業の財政状態の変動の理解に資するものであれば、追加的な小計を表示することができる。例えば、企業に廃止事業がある場合、企業は、事業及び財務の各セクションの合計となる、継続事業からの利益という小計を表示することがある。(3.36 項)

包括利益の構成要素としてのその他の包括利益

42.　為替換算調整勘定を除く、その他の包括利益の各項目について、企業は包括利益計算書において、当該項目が営業活動、投資活動、財務資産又は財務負債に関連する（又は関連することになる）のかどうかを特定し、示さなければならない。(3.25 項)

43.　企業は、現行の基準が要求する場合、包括利益計算書の項目を、その他の包括利益セクションから当該計算書の他のセクション又はカテゴリーの１つへ組み替えなければならない。当該項目は、収益又は費用を発生させた財政状態計算書の資産又は負債と同じカテゴリーへ組み替えられなければならない。(3.26 項)

収益及び費用項目の分解

44.　企業は、その将来キャッシュ・フローの予測に当たって情報の有用性を高める範囲において、包括利益計算書における営業、投資、財務資産及び財務負債の各カテゴリーの収益及び費用項目を機能別に分解しなければならない。機能とは、商品の販売、サービスの提供、製造、宣伝、マーケティング、営業開発又は管理等、企業が行う主要な活動をいう。(3.42 項及び 3.43 項)

45.　企業は、その将来キャッシュ・フローの予測に当たって情報の有用性を高める範囲において、当該機能内で収益及び費用項目をさらに性質別に分解しなければならない。性質とは、類似する経済事象に対し同じように反応しない、資産、負債、並びに収益費用項目を識別する、経済的特徴又は属性をいう。性質別による分解の例には、収益合計を卸売りによる収益と小売りによる収益に分解することや、売上原価合計を材料費、労務費、輸送費、及び光熱費に分解することが含まれる。(3.44 項及び 3.45 項)

46.　分解が企業の将来キャッシュ・フローを予測する際の情報の有用性を高めることにならないため、機能別に収益及び費用項目を分解しない企業は、それにもかかわらず、企業の将来キャッシュ・フローを予測する際の情報の有用性を高める範囲で、当該項

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

目を性質別に分解しなければならない。(3.48 項)

47.　企業に機能別又は性質別に区分して表示されていない収益又は費用項目があり、当該項目の区分表示により、企業の将来キャッシュ・フローを予測する際の情報の有用性が高まる場合には、当該項目も包括利益計算書で区分して表示されなければならない。(3.49 項)

法人所得税の配分

48. 企業は、包括利益計算書における法人所得税の配分及び表示に関して、現行の会計基準を適用する結果、廃止事業及びその他の包括利益セクションにおいて法人所得税費用を表示する。企業は、事業セクション、財務セクション又は当該セクション内のカテゴリーに法人所得税を配分してはならない。(3.55 項)

49.　企業は IAS 第 1 号又は SFAS 第 130 号に従い､その他の包括利益の構成要素について、①税引後で表示する方法と、②税引前で表示し、その他の包括利益項目に関する法人所得税の金額の合計を表示する方法のいずれかにより表示しなければならない。(3.57 項)

50.　現行の法人所得税の期間内配分に関する指針に従って、法人所得税費用又は税軽減額は、継続事業からの利益、廃止事業、その他の包括利益項目、及び資本に直課される項目に引き続き配分されなければならない。(3.62 項)

為替差損益の表示

51.　企業は、外貨建取引による差損益（企業の財務諸表を機能通貨により再測定したことによる正味差損益の構成要素を含む）を、当該損益を生じさせた資産及び負債と同じセクション及びカテゴリーに表示しなければならない。(3.63 項)

キャッシュ・フロー計算書

カテゴリーの変更

52.　提案されている表示モデルにおける営業、投資及び財務の各カテゴリーへのキャッシュ・フローの分類は、関連する資産又は負債の分類に基づくことになる。現行の IFRS 及び米国会計基準においては、営業資産の投資活動（有形固定資産の取得又は処分等）からのキャッシュ・フローは投資キャッシュ・フローに分類するが、提案されている表示モデルでは、営業キャッシュ・フローに分類することになる。(3.70 項)

キャッシュ・フロー計算書の現金

53.　財政状態計算書の現金に現金同等物を含めない提案と整合するように、キャッシュ・フロー計算書は、現在のような現金及び現金同等物ではなく、期首現金残高と期末現金残高を調整しなければならないことが提案されている。(3.71 項及び 3.72 項)

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

収入及び支出の分解

54.　企業は、キャッシュ・フローが包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書で表示されている情報にどのように関連しているかを利用者が理解するのに役立つように、キャッシュ・フロー計算書の各セクション及びカテゴリー内で、収入及び支出を分解しなければならない。このため、企業は、営業キャッシュ・フローを含め、すべてのキャッシュ・フローを直接的に表示しなければならない。これは、企業が当期の収入及び支出を表示するのに直接法を用いなければならないことを意味する。(3.75 項)

直接法と間接法

55.　間接法が営業キャッシュ・フローの純額を表示するということは、間接法の主要な欠陥を示している。すなわち、間接法は、営業キャッシュ・フローの合計を、営業活動による収入及び支出を区分して表示することなく導出しているということである。間接的な損益計算書の表示は、株主、貸付者、その他の債権者が資本提供者の立場で意思決定をする上で有用と考える、収益及び費用項目の相対的な金額を提供しない。財務諸表の利用者の多くは、財務諸表において利用可能な情報から直接法によるキャッシュ・フローを作成することを試みていると述べている。(3.77 項)

56.　営業キャッシュ・フローの表示方法としての直接法は、以下の理由により、間接法よりも提案されている財務諸表の表示に関する目的と整合している。(3.78 項)

(1) 企業が直接法により表示する営業活動による収入及び支出は一体性の目的と整合しており、財務諸表の利用者が、営業資産及び負債と営業収益及び費用に関する情報を、営業活動による収入及び支出に関連付けやすくなる。

(2) 営業活動による収入及び支出に関する情報は、企業の将来営業キャッシュ・フローの金額、時期、及び不確実性の評価にとって非常に有用であることがあるため、分解の目的を達成しやすくする。

(3) 営業活動による収入及び支出の関係に関する情報は、債務を返済し、営業活動に再投資し、所有者に配分を行うために企業が営業活動から十分に現金を生み出す能力を評価する上で有用である。したがって、営業キャッシュ・フローの表示方法としての直接法は、流動性及び財務的弾力性の目的と整合する情報を提供する。

57.　営業キャッシュ・フローの表示方法としての間接法の主要な長所は、純利益を営業キャッシュ・フローの合計に調整することにあり、財務諸表の利用者の多くはこの種の情報を要求してきた。間接法が継続事業からの利益、財政状態計算書のいくつかの行項目、及び営業キャッシュ・フローの合計の間の有用なリンクを提供することから、直接法よりも間接法が望ましいという財務諸表の利用者もいる。このような利用者は、間接法が、減価償却費等の非現金営業費用を明瞭に表示すると指摘する。(3.79 項)

58.　両審議会は、間接法によってもたらされる調整情報に財務諸表の利用者が関心を持

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

っていることを承知しているが、調整情報は営業活動による収入及び支出に関する情報の代わりとはならず、財務諸表の利用者は両方を必要としていると考えている。両審議会は、①営業キャッシュ・フローに関する情報を表示するにあたり直接法を用いること、及び②キャッシュ・フロー計算書の行項目から包括利益計算書の行項目までの調整を行う明細表において包括利益を分解することを企業に要求することにより、財務諸表の利用者のニーズを満たすことを提案している。(3.80 項)

営業活動による収入及び支出に関する情報の取得

59. IFRS 及び米国会計基準は共に、営業キャッシュ・フローの表示に関しては直接法を用いることを奨励しているが、大半の企業は営業キャッシュ・フローの表示のために間接法を用いている。IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」及び SFAS 第 95 号「キャッシュ・フロー計算書」が最初に採用された時点では、多くの企業が両審議会に、企業の会計システムは営業活動による収入及び支出の総額情報を収集しておらず、そのためのシステム変更には費用がかかると説明した。(3.81 項)

60. 営業キャッシュ・フローが直接法で表示される場合、IFRS も米国会計基準も、顧客からの入金又は仕入先や従業員への支出の複数行の表示を要求していない。一般的に、企業は当期の顧客からの入金額を、関連する売掛金の当期増減額に対応する収益を修正することで計算することができる。しかし、付録のキャッシュ・フロー計算書の例示のように、キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書の行項目を揃えることにより、仕入先及び従業員への支出に関し、大半の報告システムで現在提供されているよりも詳細な情報が要求される。例えば、購入又は製造棚卸資産に対する支出などのより詳細な項目を間接的に導き出すのはさらに困難であり、関連する売掛金又は買掛金を区分しておくことが必要となる。(3.82 項)

61. 両審議会は、作成者が営業活動による収入及び支出に関する情報取得のコストについて懸念しており、これらの金額を表示することのベネフィットがこれらのコストを正当化するものかどうか疑問視していることを理解している。両審議会は、営業キャッシュ・フローの表示を直接法に変更するためのコストの多くは、情報を直接収集するため、又は情報を間接的に導き出すために必要となるシステム変更の 1 回限りのコストであると考えている。 (3.83 項)

所有者持分変動計算書

62. 企業は、所有者持分の各構成要素の期首残高及び期末残高並びに期中の各金額の変動に関する情報を提供する、所有者持分変動計算書を表示しなければならない。当該計算書の作成にあたり、以下を表示しなければならない。(3.84 項)

(1) 当期の包括利益合計（非支配持分が存在する場合、親会社の所有者及び非支配持分に帰属する合計金額を別個に示す)。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(2) 所有者持分の各構成要素について、期首残高から期末残高までの調整。この場合、①当期純利益②その他の包括利益の各項目③所有者の立場での所有者との取引（所有者による拠出と所有者への分配、及び支配を喪失する結果とならない子会社に対する所有者持分の変動）から生じる変動を別個に開示する。

(3) 所有者持分の各構成要素について、IFRS 又は米国会計基準で認識されており、表示される最も古い期間の期首における、遡及適用又は遡及的修正再表示の影響。

バスケット取引の影響の表示

63. 両審議会が直面した問題の１つに、複数のセクション又はカテゴリーで分類されている資産及び負債を認識又は認識を中止する単一の取得取引又は処分取引の影響をどのように表示するかということがある。本ディスカッション・ペーパーでは、当該取引をバスケット取引と呼んでいる。バスケット取引の典型例は、取得企業が被取得企業の持分金融商品の 100％を現金で取得する企業結合である。(3.88 項)

64. 両審議会は、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書において、どのようにバスケット取引の影響[4]を分類し表示するかに関する予備的見解に達しなかった代わりに、当該論点に関してコメント回答者の見解を求めることにした。両審議会は、バスケット取引の影響が①複数のセクション又はカテゴリーに分類され、影響の合計の配分が要求される、②単一のセクション又はカテゴリーに分類され、影響の合計の配分は要求されない、のいずれを採用するかが根本的な決定になると指摘している。(3.90 項)

第４章：財務諸表の注記

分類に関する会計方針

65. 会計方針に関して、企業は営業、投資、財務資産及び財務負債の各カテゴリーで資産及び負債を分類する基礎及び分類の基礎の変更を説明しなければならない。(4.2 項)

流動性及び財務的弾力性の目的に関連する情報

営業循環期間

66. 営業循環期間が 1 年を超える企業は、財務諸表の注記で、営業循環期間を説明しなければならない。(4.5 項)

契約上の満期日明細表

67. 財政状態計算書において流動性の順序で資産及び負債を表示する企業は、財務諸表の注記で、短期の契約資産及び負債の満期日に関する情報を表示しなければならない。

[4] バスケット取引から生じる収益又は費用項目及びキャッシュ・フローをまとめてバスケット取引の影響という。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

企業は、財務諸表の注記で、契約上の長期の資産及び負債の満期日に関する情報を表示しなければならない。(4.7 項及び 4.11 項)

非現金活動に関する情報

68.　企業は、重要な非現金活動に関するすべての関連する情報が財務諸表の他の部分で表示されている場合を除き、当該情報を注記で開示しなければならない。(4.16 項)

調整表

69.　企業は、キャッシュ・フローを包括利益に調整し、包括利益を以下の構成要素に分解する明細表を、財務諸表の注記で表示しなければならない。(4.19 項)

(1)所有者との取引以外の収入又は支出

(2)再測定[5]以外の発生計上項目（契約上の発生計上項目及び減価償却費のような規則的な配分を含む）

(3)再測定のうち、継続的な公正価値の変動[6]又は継続的な評価額の修正[7]

(4)再測定のうち、継続的な公正価値の変動又は継続的な評価額の修正以外のもの

現金及び発生計上項目の構成要素の分解

70.　企業は、包括利益の基礎となる純資産の変動を現金及び発生計上項目の構成要素に区分することにより、包括利益を分解することから始めることになる。（4.31 項）

(1)現金構成要素は、(所有者との取引以外の)行項目で示される現金の変動純額として定義され、企業が純粋な現金主義会計に従う場合に表示することになる収益を表示する。

(2)発生計上項目の構成要素は、包括利益と現金構成要素との差異として定義される。これには、第三者との取引による営業資産及び負債の変動と同様に、公正価値の再測定のような、事象及び状況による負債及び非現金資産の変動が含まれる。発生計上項目の構成要素は、3 つの構成要素（前項の(2)から(4)）を包含している。

調整表の作成

71.　包括利益を分解する原則及び関連する項の適用指針により、企業は以下の 7 列の調整表を作成することが求められる。(4.45 項)

所有者との取引を除く、資産及び負債の変動

5 再測定は、価格又は見積りの変動に起因する資産又は負債の帳簿価額の変動として定義される。

6 公正価値の変動（FASB）は、資産又は負債を公正価値に再測定することに起因する変動である。継続的な公正価値の変動は、米国会計基準が「継続的に」（当該概念は、SFAS157 号「公正価値測定」の 32 項で用いられている）資産又は負債を公正価値で測定することを要求する場合に生じる。

7 評価額の修正（IASB）は、資産又は負債を現在価値に再測定することに起因する変動である。現在価値は、公正価値、売却費用控除後の公正価値、使用価値、正味実現可能価額を含む。継続的な評価額の修正は、IFRS が毎期（継続的に）資産又は負債を現在価値で測定することを要求する場合に生じる。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	再測定以外		再測定			
	現金構成要素	発生計上項目の構成要素				
A	B	C	D	E	F	G
キャッシュ・フロー計算書における表題	キャッシュ・フロー	発生計上項目、配分、その他	継続的な公正価値の変動・評価額の修正	その他すべての再測定	包括利益（B+C+D+E）	包括利益計算書における表題

C 列には、①経過勘定（棚卸資産の購入及び生産、受取債権及び支払債務の発生計上、及び現金受払いによる受取債権又は支払債務の減少）②規則的な配分（例えば、減価償却、償却、増価及び減耗）③（現金又は所有者との取引以外の）負債及び資産のすべての他の変動のうち、再測定以外のもの（例えば、長期資産の購入又は処分）が含まれる。

D 列は、各期末での現在価値から現在価値（IASB）又は公正価値から公正価値（FASB）による資産及び負債の再測定の影響額を含む。例えば、①売買証券又はデリバティブ金融商品の価値の変動、②公正価値オプションの選択肢を用いた金融資産又は金融負債の公正価値の変動、③IAS 第 16 号「有形固定資産」で認められている再評価に関する利得又は損失が含まれる。

E 列は、のれん及び棚卸資産の減損、為替換算調整勘定、売却保有目的に区分されている資産に関する利得又は損失等、再測定によるすべての他の変動を含む。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

【付録Ａ　例示 1A：提案様式】

TOOLCO包括利益計算書

（提案様式）

	12 月 31 日終了事業年度	
	2010 年	2009 年
事業		
営業		
売上－卸売	2,790,080	2,591,400
売上－小売	697,520	647,850
収益合計	*3,487,600*	*3,239,250*
売上原価		
材料費	(1,043,100)	(925,000)
労務費	(405,000)	(450,000)
間接費－減価償却費	(219,300)	(215,000)
間接費－輸送費	(128,640)	(108,000)
間接費－その他	(32,160)	(27,000)
棚卸資産増減	(60,250)	(46,853)
年金	(51,975)	(47,250)
棚卸資産評価損	(29,000)	(9,500)
売上原価合計	*(1,969,425)*	*(1,828,603)*
売上総利益	*1,518,175*	*1,410,647*
販売費		
広告費	(60,000)	(50,000)
人件費	(56,700)	(52,500)
貸倒損失	(23,068)	(15,034)
その他	(13,500)	(12,500)
販売費合計	*(153,268)*	*(130,034)*
一般管理費		
人件費	(321,300)	(297,500)
減価償却費	(59,820)	(58,500)
年金	(51,975)	(47,250)
株式に基づく報酬	(22,023)	(17,000)
リース負債に関する利息	(14,825)	(16,500)
研究開発費	(8,478)	(7,850)
その他	(15,768)	(14,600)
一般管理費合計	*(494,189)*	*(459,200)*
その他の営業項目前利益	*870,718*	*821,413*
その他の営業収益（費用）		
関連会社Ａの持分法損益	23,760	22,000
有形固定資産売却益	22,650	–
キャッシュ・フロー・ヘッジ実現益	3,996	3,700
債権売却損	(4,987)	(2,025)
のれんの減損損失	–	(35,033)
その他の営業収益合計（費用）合計	*45,419*	*(11,358)*
営業利益合計	**916,137**	**810,055**
投資		
受取配当金	54,000	50,000
売却可能有価証券実現利益	18,250	7,500
関連会社Ｂの持分法損益	7,500	3,250
投資利益合計	**79,750**	**60,750**
事業利益合計	**995,887**	**870,805**

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

TOOLCO包括利益計算書

（提案様式）–続き

	12月31日終了事業年度	
	2010年	2009年
財務		
現金に係る受取利息	8,619	5,500
財務資産収益合計	**8,619**	**5,500**
支払利息	(111,352)	(110,250)
財務負債費用合計	**(111,352)**	**(110,250)**
財務収益及び費用の正味合計	**(102,733)**	**(104,750)**
法人所得税及びその他の包括利益前の継続事業からの利益	*893,154*	*766,055*
法人所得税		
法人所得税費用	(333,625)	(295,266)
継続事業からの利益	*559,529*	*470,789*
廃止事業		
廃止事業による損失	(32,400)	(35,000)
法人所得税軽減額	11,340	12,250
廃止事業による損失	**(21,060)**	**(22,750)**
当期純利益	**538,469**	**448,039**
その他の包括利益（税引後）		
売却可能有価証券の未実現損益（投資）	17,193	15,275
再評価剰余金（営業）	3,653	–
為替換算調整勘定—連結子会社	2,094	(1,492)
キャッシュ・フロー・ヘッジ未実現損益（営業）	1,825	1,690
為替換算調整勘定—関連会社A（営業）	(1,404)	(1,300)
その他の包括利益合計	**23,361**	**14,173**
包括利益合計	**561,830**	**462,212**
基本的１株当たり利益	7.07	6.14
希薄化後１株当たり利益	6.85	5.96

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

TOOLCO 財政状態計算書

（提案様式）

	12 月 31 日現在	
	2010 年	2009 年
事業		
営業		
売上債権	945,678	541,375
差引：貸倒引当金	(23,642)	(13,534)
売上債権（純額）	922,036	527,841
棚卸資産	679,474	767,102
前払広告費	80,000	75,000
外国為替予約—キャッシュ・フロー・ヘッジ	6,552	3,150
短期資産合計	*1,688,062*	*1,373,092*
有形固定資産	5,112,700	5,088,500
差引：減価償却累計額	(2,267,620)	(2,023,500)
有形固定資産（純額）	2,845,080	3,065,000
関連会社Ａに対する投資	261,600	240,000
のれん	154,967	154,967
その他の無形資産	35,000	35,000
長期資産合計	*3,296,647*	*3,494,967*
仕入債務	(612,556)	(505,000)
顧客からの前受金	(182,000)	(425,000)
未払給与	(173,000)	(200,000)
株式に基づく報酬負債	(39,586)	(21,165)
１年以内返済予定のリース負債	(35,175)	(33,500)
リース負債に関する未払利息	(14,825)	(16,500)
短期負債合計	*(1,057,142)*	*(1,201,165)*
年金負債発生高	(293,250)	(529,500)
リース負債（１年以内返済予定のものを除く）	(261,325)	(296,500)
その他の長期負債	(33,488)	(16,100)
長期負債合計	*(588,063)*	*(842,100)*
正味営業資産	**3,339,504**	**2,824,795**
投資		
売却可能有価証券（短期）	473,600	485,000
関連会社Ｂに対する投資（長期）	46,750	39,250
正味投資資産	**520,350**	**524,250**
正味事業資産	**3,859,854**	**3,349,045**

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

TOOLCO 財政状態計算書

（提案様式）—続き

	12月31日現在	
	2010年	**2009年**
財務		
財務資産		
現金	1,174,102	861,941
財務資産合計	**1,174,102**	**861,941**
財務負債		
短期借入金	(562,000)	(400,000)
未払利息	(140,401)	(112,563)
未払配当金	(20,000)	(20,000)
短期財務負債合計	*(722,401)*	*(532,563)*
長期借入金	(2,050,000)	(2,050,000)
財務負債合計	**(2,772,401)**	**(2,582,563)**
正味財務負債	**(1,598,299)**	**(1,720,621)**
廃止事業		
売却予定資産	856,832	876,650
売却予定資産に関連する負債	(400,000)	(400,000)
正味売却予定資産	**456,832**	**476,650**
法人所得税		
短期		
繰延税金資産	4,426	8,907
未払法人所得税	(72,514)	(63,679)
長期		
繰延税金資産	39,833	80,160
正味法人所得税資産（負債）	**(28,255)**	**25,388**
純資産	*2,690,132*	*2,130,462*
所有者持分		
株式資本	(1,427,240)	(1,343,000)
利益剰余金	(1,100,358)	(648,289)
その他の包括利益累計額（純額）	(162,534)	(139,173)
所有者持分合計	**(2,690,132)**	**(2,130,462)**

短期資産合計	4,197,021	3,605,591
長期資産合計	3,383,231	3,614,377
資産合計	7,580,252	7,219,968
短期負債合計	(2,252,057)	(2,197,406)
長期負債合計	(2,638,063)	(2,892,100)
負債合計	(4,890,120)	(5,089,506)

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

TOOLCOキャッシュ・フロー計算書
（提案様式）

	12月31日終了事業年度	
	2010年	2009年
事業		
営業		
卸売客からの収入	2,108,754	1,928,798
小売客からの収入	703,988	643,275
顧客からの収入合計	*2,812,742*	*2,572,073*
製品のための支出		
材料の購入	(935,544)	(785,000)
労務費	(418,966)	(475,313)
間接費－輸送費	(128,640)	(108,000)
年金	(170,100)	(157,500)
間接費－その他	(32,160)	(27,000)
製品のための支出合計	*(1,685,409)*	*(1,552,813)*
販売活動のための支出		
広告費	(65,000)	(75,000)
人件費	(58,655)	(55,453)
その他	(13,500)	(12,500)
販売活動のための支出合計	*(137,155)*	*(142,953)*
一般管理活動のための支出		
人件費	(332,379)	(314,234)
年金制度への拠出	(170,100)	(157,500)
資本的支出	(54,000)	(50,000)
リース料の支払い	(50,000)	-
研究開発費	(8,478)	(7,850)
株式に基づく報酬の決済	(3,602)	(3,335)
その他	(12,960)	(12,000)
一般管理費活動のための支出合計	*(631,519)*	*(544,919)*
その他の営業項目前キャッシュ・フロー	*358,657*	*331,388*
その他の営業活動による現金の受払い		
有形固定資産売却収入	37,650	-
関連会社Aへの投資	–	(120,000)
売上債権売却収入	8,000	10,000
キャッシュ・フロー・ヘッジの決済	3,402	3,150
その他の営業活動による収入（支出）	*49,052*	*(106,850)*
営業活動による正味キャッシュ・フロー	**407,709**	**224,538**
投資		
売却可能金融資産取得支出	–	(130,000)
売却可能金融資産売却収入	56,100	51,000
配当金収入	54,000	50,000
投資活動による正味キャッシュ・フロー	**110,100**	**(29,000)**
事業活動による正味キャッシュ・フロー	**517,809**	**195,538**

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

TOOLCO キャッシュ・フロー計算書

（提案様式）–続き

	12月31日終了事業年度	
	2010年	2009年
財務		
現金に係る利息収入	8,619	5,500
財務資産によるキャッシュ・フロー合計	**8,619**	**5,500**
短期借入金借入収入	162,000	150,000
長期借入金借入収入	–	250,000
利息の支払い	(83,514)	(82,688)
配当金の支払い	(86,400)	(80,000)
財務負債によるキャッシュ・フロー合計	**(7,914)**	**237,312**
財務活動による正味キャッシュ・フロー	**705**	**242,812**
法人所得税及び所有者持分前継続事業からの現金増減高	*518,514*	*438,350*
法人所得税		
法人所得税の支出	(281,221)	(193,786)
廃止事業及び所有者持分前現金増減額	*237,293*	*244,564*
廃止事業		
廃止事業からの支出	(12,582)	(11,650)
廃止事業による正味キャッシュ・フロー	**(12,582)**	**(11,650)**
所有者持分前現金増減高	*224,711*	*232,914*
所有者持分		
自己株式処分収入	84,240	78,000
所有者持分による正味キャッシュ・フロー	**84,240**	**78,000**
外国為替レートの現金への影響	3,209	1,027
当期現金増減高	**312,161**	**311,941**
期首現金残高	**861,941**	**550,000**
期末現金残高	**1,174,102**	**861,941**

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

TOOLCO所有者持分変動計算書（提案様式）

	株式資本	利益剰余金	為替換算調整勘定-連結子会社	為替換算調整勘定-関連会社A	再評価剰余金	キャッシュ・フロー・ヘッジの未実現損益	売却可能有価証券の未実現損益	所有者持分合計
2008年12月31日現在の残高	**1,265,000**	**280,250**	**50,200**	**37,000**	**800**	**31,000**	**6,000**	**1,670,250**
株式発行	78,000							78,000
配当金		(80,000)						(80,000)
包括利益		448,039	(1,492)	(1,300)	–	1,690	15,275	462,212
2009年12月31日現在の残高	**1,343,000**	**648,289**	**48,708**	**35,700**	**800**	**32,690**	**21,275**	**2,130,462**
新株発行	84,240							84,240
配当金		(86,400)						(86,400)
包括利益		538,469	2,094	(1,404)	3,653	1,825	17,193	561,830
2010年12月31日現在の残高	**1,427,240**	**1,100,358**	**50,802**	**34,296**	**4,453**	**34,515**	**38,468**	**2,690,132**

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ToolCo　2010年12月31日終了事業年度に関するキャッシュ・フローから包括利益への調整表（提案様式）

A列	B列	C列	D列	E列	F列	G列
キャッシュ・フロー計算書の表題	**所有者との取引以外による資産及び負債の変動**				**包括利益計算書**	
	再測定以外		**再測定**			
	キャッシュ・フロー	**経過勘定、配分、その他**	**経常的な評価額修正**	**その他の再測定**	**包括利益 (B + C + D + E)**	**包括利益計算書の表題**
事業						**事業**
営業						**営業**
卸売客からの収入	2,108,754	681,326			2,790,080	売上 - 卸売
小売客からの収入	703,988	(6,467)			697,520	売上 - 小売
顧客からの収入合計	*2,812,742*	*674,859*			*3,487,600*	*収益合計*
製品のための支出						売上原価
材料の購入	(935,544)	(107,556)			(1,043,100)	材料費
労務費	(418,966)	13,966			(405,000)	労務費
年金	(170,100)	109,125	9,000		(51,975)	年金
		(219,300)			(219,300)	間接費 - 減価償却費
間接費 - 輸送費	(128,640)				(128,640)	間接費 - 輸送費
間接費 - その他	(32,160)				(32,160)	間接費 - その他
		(60,250)			(60,250)	棚卸資産増減
				(29,000)	(29,000)	棚卸資産評価損
製品のための支出合計	*(1,685,409)*	*(264,016)*	*9,000*	*(29,000)*	*(1,969,425)*	*売上原価合計*
	1,127,333	410,843	9,000	(29,000)	1,518,175	*売上総利益*
販売活動のための支出						販売費
広告費	(65,000)	5,000			(60,000)	広告費
人件費	(58,655)	1,955			(56,700)	人件費
		(23,068)			(23,068)	貸倒損失
その他	(13,500)				(13,500)	その他
販売活動のための支出合計	*(137,155)*	*(16,112)*			*(153,268)*	*販売費合計*
一般管理活動のための支出						一般管理費
人件費	(332,379)	11,079			(321,300)	人件費
年金制度への拠出	(170,100)	109,125	9,000		(51,975)	年金
資本的支出	(54,000)	54,000				
		(59,820)			(59,820)	減価償却費
株式に基づく報酬の決済	(3,602)	(12,171)	(6,250)		(22,023)	株式に基づく報酬
リース料の支払い	(50,000)	35,175			(14,825)	リース負債利息
研究開発費	(8,478)				(8,478)	研究開発費
その他	(12,960)	(2,808)			(15,768)	その他
一般管理費活動のための支出合計	*(631,519)*	*134,580*	*2,750*		*(494,189)*	*一般管理費合計*
その他の営業項目前キャッシュ・フロー	*358,657*	*529,311*	*11,750*	*(29,000)*	*870,718*	その他の営業項目前利益
その他の営業活動による現金の受払い						その他の営業収益（費用）
有形固定資産の売却	37,650	(15,000)			22,650	有形固定資産売却益
関連会社Ａへの投資				23,760	23,760	関連会社Ａの持分法損益

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

A	B	C	D	E	F	G
キャッシュ・フロー・ヘッジの決済	3,402	(594)	1,188		3,996	キャッシュ・フロー・ヘッジ実現益
売上債権売却収入	8,000	(8,000)		(4,987)	(4,987)	売上債権売却損
その他の営業活動による収入（支出）	49,052	(23,594)	1,188	18,773	45,419	その他の営業収益（費用）合計
営業活動による正味キャッシュ・フロー	**407,709**	**505,717**	**12,938**	**(10,227)**	**916,137**	**営業収益合計**
投資						**投資**
配当金収入	54,000				54,000	受取配当金
売却可能金融資産売却収入	56,100	(37,850)			18,250	売却可能有価証券実現益
				7,500	7,500	関連会社Bの持分法損益
投資活動による正味キャッシュ・フロー	**110,100**	**(37,850)**		**7,500**	**79,750**	**投資利益合計**
事業活動による正味キャッシュ・フロー	**517,809**	**467,867**	**12,938**	**(2,727)**	**995,887**	**事業利益合計**
財務						**財務**
現金に係る利息収入	8,619				8,619	現金に係る受取利息
財務資産によるキャッシュ・フロー合計	**8,619**				**8,619**	**財務資産収益合計**
配当金の支払い	(86,400)	86,400				
利息の支払い	(83,514)	(27,838)			(111,352)	支払利息
短期借入金借入収入	162,000	(162,000)				
財務負債によるキャッシュ・フロー合計	**(7,914)**	**(103,438)**			**(111,352)**	**財務負債費用合計**
財務活動による正味キャッシュ・フロー	**705**	**(103,438)**			**(102,733)**	**財務収益及び費用の正味合計**
法人所得税及び所有者持分前継続事業からの現金増減高	*518,514*	*364,429*	*12,938*	*(2,727)*	*893,154*	*法人所得税及びその他の包括利益前継続事業からの収益*
法人所得税						**法人所得税**
法人所得税の支出	(281,221)	(52,404)			(333,625)	法人所得税費用
廃止事業及び所有者持分前現金増減高	*237,293*	*312,025*	*12,938*	*(2,727)*	*559,529*	*継続事業からの利益*
廃止事業						**廃止事業**
廃止事業からの支出	(12,582)			(19,818)	(32,400)	廃止事業による損失
		11,340			11,340	法人所得税軽減額
廃止事業による正味キャッシュ・フロ—	**(12,582)**	**11,340**		**(19,818)**	**(21,060)**	**廃止事業による損失**
所有者持分前現金増減高	224,711	323,365	12,938	(22,545)	538,469	**当期純利益**
						その他の包括利益（税引後）
			17,193		17,193	売却可能有価証券の未実現損益
			1,825		1,825	キャッシュ・フロー・ヘッジ未実現損益
				2,094	2,094	為替換算調整額—連結子会社
				(1,404)	(1,404)	為替換算調整額−関連会社A
			3,653		3,653	再評価剰余金
	-	-	22,671	690	23,361	**その他の包括利益合計**
所有者持分前現金増減高	224,711	323,365	35,609	(21,855)	561,830	**包括利益合計**

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。